



島根県報

平成22年1月5日（火）

第2,150号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定	（高齢者福祉課）	2
介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定	（ 〃 ）	2
保安林予定森林	（森林整備課）	2
公有水面埋立ての竣功認可	（港湾空港課）	3
都市計画変更の図書の縦覧	（都市計画課）	3

【公 告】

島根県立男女共同参画センターの指定管理者の指定	（環境生活総務課）	4
島根県立島根県民会館の指定管理者の指定	（文化国際課）	4
島根県立美術館の指定管理者の指定	（ 〃 ）	4
島根県芸術文化センターの指定管理者の指定	（ 〃 ）	5
島根県立産業交流会館の指定管理者の指定	（商工政策課）	5
島根県立産業高度化支援センターの指定管理者の指定	（産業振興課）	5
河川法の規定による簡易代執行により除却した工作物の保管	（河 川 課）	6
土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	（都市計画課）	6
都市計画の変更案の縦覧	（ 〃 ）	7

【特定調達公告】

港湾荷役機械リーチスタッカー調達に係る一般競争入札の実施	（港湾空港課）	7
------------------------------	---------	---

【正 誤】

平成21年12月8日付け島根県報第2,144号中	（森林整備課）	8
--------------------------	---------	---

告 示**島根県告示第1号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、法による医療支援給付を担当する機関を次のとおり指定したので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成22年1月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
えんや薬局	出雲市塩冶有原町4丁目63	平成21年12月9日

島根県告示第2号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

平成22年1月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社ライフスタイル東光	介護予防通所介護	指定介護予防通所介護事業所 デイサービスかじかの郷	安来市広瀬町宇波482-21	平成21年12月17日

島根県告示第3号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年1月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

松江市島根町加賀4752、4756-1、4756-12、4756-16から4756-18まで、4757-2、4757-4、4757-6、4757-24

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第4号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年1月5日

島根県知事 溝口善兵衛

1 竣功認可の年月日

平成21年12月16日

2 竣工認可を受けた者

島根県 代表者 島根県知事 溝口善兵衛

3 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

島根県松江市美保関町七類889番3の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点から③の地点までを順次に結ぶ線、③の地点から191度30分11秒、71.10メートルの地点を円心とする半径71.10メートルの円周で③の地点と④の地点とを結ぶ北側の円弧、④の地点と⑤の地点とを結ぶ線、⑤の地点から304度50分14秒、42.40メートルの地点を円心とする半径42.40メートルの円周で⑤の地点と⑥の地点とを結ぶ南側の円弧、⑥の地点から⑨の地点までを順次に結んだ線、⑨の地点と⑩の地点を結ぶ平成7年12月22日付け島根県指令第4号の免許に係る埋立ての区域と公有水面との境界線（D. L. +0.26メートルにより決定）及び①の地点と⑩の地点を結ぶ昭和54年3月29日付け島根県指令第6号の5で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +0.50メートルにより決定）により囲まれた区域

①の地点 椎山東方基準点（北緯35度34分31秒33、東経133度14分09秒35）から141度31分14秒、84.92メートルの地点

②の地点 ①の地点から166度38分11秒、60.90メートルの地点

③の地点 ②の地点から281度48分22秒、52.07メートルの地点

④の地点 ③の地点から247度55分23秒、78.46メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から214度50分14秒、80.00メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から230度37分32秒、23.01メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から246度20分13秒、48.83メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から336度20分14秒、16.09メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から246度20分14秒、5.20メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から336度20分14秒、4.41メートルの地点

(3) 面積

11,291.03平方メートル

4 免許の年月日及び番号

平成9年11月18日 指令港第4号

5 縦覧場所

松江市役所

島根県告示第5号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成22年1月5日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
津和野都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域
鹿足郡津和野町寺田、後田、森村、町田、鷺原、中座
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

公 告

島根県立男女共同参画センター条例（平成11年島根県条例第13号）第7条の規定により指定管理者を指定したので、次のとおり公告する。

平成22年1月5日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
島根県立男女共同参画センター
- 2 指定管理者
大田市大田町大田イ236番地4 財団法人しまね女性センター
- 3 指定期間
平成22年4月1日から5年間

島根県立島根県民会館条例（昭和43年島根県条例第1号）第6条の規定により指定管理者を指定したので、次のとおり公告する。

平成22年1月5日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
島根県立島根県民会館
- 2 指定管理者
松江市殿町158番地 財団法人島根県文化振興財団
- 3 指定期間
平成22年4月1日から5年間

島根県立美術館条例（平成16年島根県条例第50号）第7条の規定により指定管理者を指定したので、次のとおり公告する。

平成22年1月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
島根県立美術館
 - 2 指定管理者
松江市袖師町1番5号 株式会社SPSしまね
 - 3 指定期間
平成22年4月1日から5年間
-

島根県芸術文化センター条例（平成16年島根県条例第51号）第8条の規定により指定管理者を指定したので、次のとおり公告する。

平成22年 1 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
島根県芸術文化センター
 - 2 指定管理者
松江市殿町158番地 財団法人島根県文化振興財団
 - 3 指定期間
平成22年4月1日から5年間
-

島根県立産業交流会館条例（平成16年島根県条例第59号）第7条の規定により指定管理者を指定したので、次のとおり公告する。

平成22年 1 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
島根県立産業交流会館
 - 2 指定管理者
松江市学園南一丁目2番1号 財団法人くにびきメッセ
 - 3 指定期間
平成22年4月1日から5年間
-

島根県立産業高度化支援センター条例（平成13年島根県条例第18号）第18条の規定により指定管理者を指定したので、次のとおり公告する。

平成22年 1 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
島根県立産業高度化支援センター
 - 2 指定管理者
松江市北陵町1番地 財団法人しまね産業振興財団
 - 3 指定期間
-

平成22年4月1日から5年間

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じた措置について、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、同条第4項の規定により当該工作物を保管したので、同条第5項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の3第1項第2号の規定により次のとおり公告する。

なお、当該工作物の保管に要した費用については、河川法第75条第9項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

平成22年1月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

船舶9隻

係留施設7基その他船体付属物一式

2 当該工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

(1) 場所

一級河川斐伊川水系朝酌川（松江市西川津町地内の百足橋から松江市西尾町地内の手貝水門の左岸）

(2) 日時

平成21年12月15日8時00分から同年12月17日17時00分まで

3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 日時

平成21年12月18日 17時00分

(2) 場所

松江市富士見町地内の県有地

4 当該工作物を返還するため必要な事項

(1) 当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所が確認できる書類の提示

(2) 所有者等であることを証明する書類の提示

5 本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所

〒690-0011 松江市東津田町1741-1

島根県松江県土整備事務所維持管理部管理第一グループ 電話 0852-32-5734

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、安来市今津道マン土地区画整理組合理事長齋藤哲から次のとおり理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成22年1月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

齋藤 哲 安来市今津町495番地

細田 利男 安来市今津町484番地5

亀井 英夫 安来市飯島町475番地1

古志野 雅智 安来市飯島町1616番地

齋藤 孝次 安来市今津町498番地

中島 隆夫 安来市今津町518番地1

矢田 篤 安来市今津町504番地2
中島 友太 安来市今津町512番地
細田 齊 安来市今津町499番地
細田 勝朗 安来市今津町484番地1
矢田 豊 安来市下坂田町152番地

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成22年1月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域
松江市学園南一丁目地内
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課及び松江市役所都市計画課
- 4 縦覧期間
平成22年1月6日から平成22年1月20日まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成22年1月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 物品等の名称及び数量
港湾荷役機械リーチスタッカー 1台
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県土木部港湾空港課 島根県松江市殿町8番地
- 3 落札者を決定した日
平成21年12月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
三菱ふそうトラック・バス株式会社中国ふそう松江支店 島根県松江市東津田町字堂前1070番地
- 5 落札金額
58,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成21年10月27日

正 誤

平成21年12月8日付け島根県報第2,144号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
4	下から4	平成21年島根県告示第640号	平成21年島根県告示第726号
	下から3	関係市役所	浜田市役所
5	上から16	平成21年島根県告示第640号	平成21年島根県告示第742号